栃木県地区活性化計画

栃木県

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 栃木県地区活性化

目標:(3)

遊休農地対策推進運動や啓発普及活動等の展開を通じて、担い手への利用集積など県内各地域の実情に応じた取組を推進・支援していき、遊休農地の発生防止及び解消を行い、定住者(農家数)や耕地面積の減少を防ぎ、新規就農者への支援や担い手への利用集積、市民農園や各種オーナー制度等を活用して都市住民との交流活動を通じて地域の活性化を図っていく。

耕作放棄地率の増加を抑えるとともに、交流人口(新規就農者数)を現状(平成19年度)より300人増やすことを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要

栃木県は、平坦な都市的地域や平地農業地域近郊から中山間農業地域に及び広大な農業地帯で、全地区の耕地面積の約8割が水田を占めている。 近年は、土地利用型農業の生産や畜産経営の効率化と、野菜・果樹・花き等の園芸生産の拡大により、米麦、園芸、畜産のそれぞれの特長を生かした収益性の高い農業生産構造への転換が図られている。

現状と課題

栃木県地区では、農業の担い手の減少と、農業従事者の高齢化の進行に伴い、遊休農地が増加傾向にあり、農業生産の減退や地域活性化の低下が危惧されている。

今後の展開方向等(4)

遊休農地対策推進運動や啓発普及活動等により、県内各地域の実態把握を行い、それに基づく発生防止や解消対策を検討し、実施していくことで交流人口(新規就農者数)の増加を図り、地域の活性化を目指す。

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて - 具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ·ロ·八·ニ の別(3)	
	栃木県	遊休農地解消支援(遊休農地解消支援)	栃木県	有		

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について 記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容に ついて記載する。

3 活性化計画の区域(1)

栃木県地区(栃木県) | 区域面積 (2) | 129,400 ha

区域設定の考え方 (3)

法第3条第1号関係:

当該区域は、本県全域の内、市街化区域を除いた区域で、北西部の中山間地域と中央部に位置する平野部の水田地帯からなる農地の区域である。

栃木県総面積のうち、農林地は7割以上を占めており、農林漁業従事者の割合は、7%程度である。

法第3条第2号関係:

当該区域は、首都圏に位置する有利な立地条件を生かし、国際化にも対応しうる生産性の高い農業生産を展開しているが、近年、担い手の減 少や高齢化の進行などが重要な課題であり、都市と農村の交流活動は地域活性化を図る上で重要な手法である。

法第3条第3号関係:

当該区域は、本県の市街化区域内農地を除いた農地面積で設定しており、すでに市街地を形成している区域及び都市計画法の用途区域を含まない区域である。

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、八)

_ \	(1) 市民展園の市に戻する土地(展外が圧自マネンボカ・ラー、ロ、バ)													
			地目			新たり	こ権利を取得す	るもの	既に有し	している権利に	基づくもの	土地の	利用目的	
							土地所	有者		土地戶	听有者	農地(2)	市民農園施設	
:	土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類(1)	氏名	住所	権利の 種類(1)	氏名		市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ·ロの別	種別(3)	備考

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号八)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期	(農林水産省令第2条第4号二)

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(7)		
1の 「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基	基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団	化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

- 2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、 借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、 例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律 関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

計画の終了年度の翌年度には、当該区域の解消面積や交流人口等について、センサス等の統計資料をもとに目標の達成状況を評価する。

【記入要領】

1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした 図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。